

本翻訳はロシアNIS貿易会監修による仮訳である。
本法はトルクメニスタン法務省(<http://www.minjust.gov.tm/mcenter-single-ru/281>)より
ダウンロードした露文資料に基づく。

トルクメニスタン企業活動法

1991年11月12日に採択され
1993年10月1日トルクメニスタンメジリス（議会）より変更・追補済の
トルクメニスタン法「トルクメニスタンにおける企業活動について」

（トルクメニスタン国会公報 1993年，第9－10号，58ページ）

（2009年4月18日付トルクメニスタン法第32-IV号，
2015年2月28日付同第194-V号，
2016年3月26日付同第386-V号，
2017年11月4日付同第636-V号
および2018年10月20日付同第86-VI号による変更・追加を含む）

本法はトルクメニスタンにおける企業活動の一般原則を定め、企業活動主体の権利および責任を規定し、企業活動に対する国の保護および支援を保障し、企業家と行政機関との関係を規制するものである。

本法は、あらゆる所有形態の平等、財産処分自由、および活動分野選択の自由という原則の実現に基づき、市民の自発性および企業精神が広汎に発揮されるための環境を整備することを目的とする。

（前文は2018年10月20日付トルクメニスタン法第86-VI号および2015年2月28日付トルクメニスタン法第194-V号により改定）

第I章 一般規定

第1条 企業活動

企業活動とは、市民の自発的・主体的な活動であって、利益または収入を得ることを目的とし、自らの名において、自らリスクを負い、自らの管財責任のもとで行う、または法人（企業）の名において、その管財責任のもとで行う活動のことをいう。

企業家は、トルクメニスタンの法令で禁止されていない限り、あらゆる種別の活動を行うことができる。

第2条 企業活動に関する法令

企業活動に関連する事項は、所有形態や活動の種別・分野の如何にかかわらず、本法および他のトルクメニスタンの法令によって規制される。

当事者の一方が外国の自然人・法人である場合には、トルクメニスタンの現行法令によって別段の規則が定められていない限り、国際条約の規則が適用される。

第3条 企業活動主体

トルクメニスタンにおいて企業活動主体（企業家）となることができるのは、以下の者である。

トルクメニスタンおよび他の国家の自然人および法人、ならびに無国籍者。

企業家の身分は、トルクメニスタンの法令で定める手順により国家登録を行うことで取得される。未登録のまま企業活動を行うことは禁止されている。

(第3条は2018年10月20日付トルクメニスタン法第86-VI号および2015年2月28日付トルクメニスタン法第194-V号により改定)

第4条 企業活動の形態

トルクメニスタンは、法の枠内で行われる限り、あらゆる形態の企業活動を承認し、それに対する法的保障および支援を保障する。

企業活動は、以下の形態で行うことができる。

雇用労働および法人設立を伴わない形態

雇用労働および法人設立を伴う形態。

契約により雇用された企業の代表者が、企業財産の所有者、または所有者から授権された機関（者）によって当該権限を委譲されている場合には、企業活動を当該の企業の代表者が行うことができる。

第5条 企業活動における競争制限行為の禁止

トルクメニスタンの法令によって別段の定めがない限り、以下に掲げるものを含め、競争を制限する行為を企業家は行ってはならない。

競争相手の評判を毀損する行為や、生産制限、市場分配、独占的な高価格または低価格の維持に関する協定を締結すること

他者の商標（社標）を盗用すること、他の生産者の製品の模倣に資するような情報を盗用すること、および、法律で認められていないその他の行為。

競争の制限、および、法律で認められていないその他の行為の結果として得られる利益は、所定の手順により取立ての対象となる。

(第5条は2015年2月28日付トルクメニスタン法第194-V号により改定)

第II章 企業家の権利、企業活動の保障

第6条 企業家の権利

トルクメニスタンの法令にしたがい、企業家は以下に掲げる権利を有する。

自らの活動を行うため、任意の形態の企業を設立する権利

所有形態を問わず企業財産、その他の財産、財産権および非財産権の全部または一部を取得する権利

自らの財産を用い、他の経営主体の活動に参加する権利
当事者間の合意により、法人および自然人の財産を利用する権利
契約条件、および法令で定めるその他の条件にしたがって労働者を雇用し、解雇する権利
雇用労働者の労働賃金の形態・体系・金額、およびその他の各種所得を主体的に定める権利
トルクメニスタンの法令および締結済みの条約にしたがって主体的に経営活動計画を編成し、
自らの製品（役務、サービス）の供給者および購買者を選択し、自らの生産物（労働、サービス）
に対して価格および料金を定める権利
銀行に口座を開設し、為替その他の取引を行う権利
自らの活動に際して印章、スタンプ、レターヘッド、記章、商標を使用する権利
手許に残る利益（収入）を自由に処分する権利。契約に基づいて行う企業活動の場合、利益分
配の手順は、その契約により規定される。
金額の制限なく、あらゆる収入を得る権利
国の国民社会保障制度を利用する権利
国家機関やその他の機関の行為であって、自らの権利または法的利益を阻害するようなもの
に対し、所定の手順に異議を申し立てる権利
トルクメニスタンの法令にしたがって対外経済関係に参加する権利。

*（第6条は2015年2月28日付トルクメニスタン法第194-V号および2016年3月26日付トルクメニスタン
法第386-V号により改定）*

第7条 企業家の義務

企業家は、トルクメニスタンの法令および締結済みの契約にしたがって以下に掲げる義務を負う。
雇用労働者の労働に対して国が定める最低額を下回らない賃金を支払う
雇用労働者に対してトルクメニスタンの法令で定める手順によって国の年金保険を適用する
企業の財務状態如何にかかわらず、全雇用労働者との間で、残額を残さずに精算を行う
現行の規定および基準に則り、環境安全、労働者保護、産業安全、労働保健衛生を保障する措
置を実行する
購買者の権利および法的利益を守り、その生産する商品（労働、サービス）の適切な品質を保
障する
トルクメニスタン国内での実施にライセンスが必要とされるような種類の活動に対してライセ
ンスを取得する
国の統計機関および税務機関に対して所定の手順により必要な情報を適時に提示する
債権者に対する義務を履行できなくなった場合、企業の破産を申し立てる。

*（第7条は2009年4月18日付トルクメニスタン法第32-IV号、2015年2月28日付トルクメニスタン法第
194-V号および2017年11月4日付トルクメニスタン法第636-V号により改定）*

第8条 企業家の責任

法人を設立して活動を行う企業家は、トルクメニスタン法「企業について」で定めるところの責
任を負う。

法人を設立せずに活動を行う企業家は、その活動に係わる負債に対して自らの全財産により責任
を負う。ただし、トルクメニスタンの法令にしたがい、取立ての対象とされないような財産につい
ては、この限りでない。

契約に基づいて活動を行う企業家は、財産の所有者に対して、自らが運営する企業の債務について両者間で締結されている契約の手順および条件にしたがって責任を負う。

第9条 企業活動の国家登録

法人の設立を伴う企業活動の登録は、トルクメニスタン企業法で定める手順により行うものとする。

法人の設立を伴わない企業活動に従事する個人事業主の国家登録は、課税登録受理地の税務機関がこれを行うものとする。登録の手順はトルクメニスタン閣僚会議がこれを定める。

企業活動の国家登録の却下、またはその登録の手順および期間の不遵守に対しては、裁判所に訴えることができる。

(第9条は2018年10月20日付トルクメニスタン法第86-VI号により改定)

第10条 商標（社標）の登録

商標（社標）の登録および使用は、トルクメニスタンの法令にしたがって行うものとする。

第11条 企業活動の停止

企業活動の停止は、所有者または裁判所の決定により行うものとする。

以下に該当する場合、企業活動は裁判所によって停止される。

トルクメニスタンの法令で禁止されている企業活動、もしくは当該活動に係る特別の許可（ライセンス）を有しない企業活動を行った場合
度重なる、もしくは著しい法令違反があった場合
環境安全基準に違反した場合
企業が破産したと認定された場合
その他、トルクメニスタンの法令で規定する事由による場合。

本条で定めるそれぞれの場合について裁判所が企業活動を停止させる決定を採択した場合、裁判所はトルクメニスタンの法令にしたがって企業活動停止の手順および期間を定めるものとする。

企業家が死亡した場合、企業活動の実施に係る企業家の権利および義務はその相続人に引き継がれる。

契約に基づいて行う企業活動は、当該契約の期間満了後、もしくは契約で定める場合に契約で定める手順による当事者の一方の申立てによる契約解消後、これを停止することができる。

第III章 企業家と国との連携に係る規制

第12条 企業活動に対する国の支援

トルクメニスタンは企業家の権利および法的利益を守ることを保証し、企業家のために競争環境を整備するとともに、支援および物的資源・財務資源・労働資源・情報資源・天然資源その他の資源に対する企業家のアクセス機会の平等とを保障する。

第13条 企業家の権利保護

トルクメニスタンは財産の不可侵性を保証し、企業家の所有権保護を保障する。

国家機関もしくはその他の機関、またはその役職者の側から企業家の活動に対して干渉を行ってはならない。ただし、トルクメニスタンの法令で定める事由により、上記機関の権限の範囲内でこれを行う場合には、この限りでない。

国家機関もしくはその他の機関、またはその役職者が企業家の活動に不当に干渉することで企業家が被る損害は、これらの機関もしくはその役職者による賠償の対象となる。

損害賠償に係る紛争は裁判所がこれを解決するものとする。

第14条 企業活動に対する国家規制

トルクメニスタンはあらゆる企業活動分野において、企業家間の競争の自由を保障し、不正競争および独占の発現から消費者を保護する。

行政機関は、以下に掲げる制度・政策等を利用して企業家との関係を構築する。

国家貸付の利率、物価、価格形成規則、特定助成金および補助金、経済制裁の金額を定めることを含む税務政策および財政・金融政策

国有財産および準備金制度、ライセンス、営業権、リース、社会的・経済的その他の基規準
対外経済政策および為替政策

国家発注

国家および地域の科学技術計画および社会計画。

(第14条は2009年4月18日付トルクメニスタン法第32-IV号および2018年10月20日付トルクメニスタン法第86-VI号により改定)

第14条の1 民間企業活動に対する公共規制

トルクメニスタンにおける民間企業活動に対する公共規制、および個人事業主の活動に対する調整は、トルクメニスタン産業家・企業家同盟がこれを行うものとする。

トルクメニスタン産業家・企業家同盟は、

1) 以下に掲げる活動を行う。

a) トルクメニスタンの法令にしたがい、トルクメニスタンの民間企業活動主体をその傘下に結束させること

b) 国の教育担当部門の所轄官庁との合意を得た手順および職業訓練・再訓練の計画に沿って企業活動の基礎を修得させることなどによって、一時的に無職となっている住民のうちで民間企業活動主体となりうる者に対して企業活動を行うように奨励すること

2) 国の社会経済発展プログラムのうちで、トルクメニスタン産業家・企業家同盟の会員の参加のもとに行われている部分についてその遂行を調整することなどにより、社会的に重要、また公共上有益な目的や課題を実現すべく国家行政機関に協力すること。

国家登録を実施する機関は、民間企業活動に対する奨励活動を改善し、トルクメニスタン産業家・企業家同盟が個人事業主の活動を効率化させるべく行っている個人事業主の結束事業を支援し、個人事業主の権利および合法的利益の保護を保障するため、トルクメニスタン産業家・企業家同盟からの書面照会に応じて、法人の設立を伴わない企業活動に従事している自然人（個人事業主）および私有形態下にある法人の国家登録に関する情報を同同盟に提供するものとする。

(第14¹条は2015年2月28日付トルクメニスタン法第194-V号により改定)

(第15条は2009年4月18日付トルクメニスタン法第32-IV号により失効)

第16条 経営に係る紛争

企業家、または企業家から授権された機関ないし法人・自然人は、他の経営主体のあらゆる行為、または企業家に対して申し立てられた請求事項、および科された制裁に対し、トルクメニスタンの法令で定める手順によって異議を申し立てることができる。ただし、異議を認めない形で取立てが行われる場合にはこの限りでない。

トルクメニスタン大統領

サパルムラト・トルクメンバシ

アシガバード市
1993年10月1日
第863-XII号